



お知らせ『りしり富士』

第638号

令和4年9月21日発行

(編集：企画政策課)

鬼脇スキー場管理人の募集について

利尻富士町教育委員会

利尻富士町教育委員会では、鬼脇スキー場管理人（パートタイム会計年度任用職員）を募集いたしますので、希望される方は提出書類を添えてお申込みください。

- ・募集人員 1名
- ・勤務場所 鬼脇スキー場
- ・勤務内容 ゲレンデ整備（モービル使用）、除雪、リフト管理
- ・報酬等 月額18万円
*ただし、社会保険加入（厚生年金、地方公務員共済組合）のため、一部自己負担含む、非常勤公務災害補償適用
- ・提出書類 履歴書
- ・採用決定 書類審査等による
- ・雇用期間 令和5年1月1日～令和5年3月31日まで（3カ月間）
平日（火・水・金曜日）：18：30～20：30
土曜日：13：00～16：00 日曜日：10：00～16：00
*上記時間帯は、天候や学校授業等で変動する場合があります。
- ・申込先 教育委員会（Tel 82-1370）、鬼脇公民館（Tel 83-1321）

教育委員会事務局職員（フルタイム会計年度任用職員）の募集について

利尻富士町教育委員会

利尻富士町教育委員会では、下記により会計年度任用職員を募集しますので、希望される方は提出書類を添えてお申込みください。

- ・募集人員 1名
- ・勤務場所 利尻富士町教育委員会事務局（鴛泊字富士野）
- ・勤務内容 一般事務および事業補助（男女不問）
- ・給与 フルタイム会計年度任用職員の給与条例等による
- ・提出書類 履歴書、健康診断書・採用決定 委細面談による
- ・雇用期間 令和4年10月1日～令和5年3月31日
- ・申込先 教育委員会（Tel 82-1370）

燃料油価格変動調整金（バンカーサーチャージ）の変動に伴う2等離島住民割引運賃について

企画政策課

ハートランドフェリーが導入している燃料油価格変動調整金（バンカーサーチャージ）の変動に伴い、「2等 離島住民割引運賃」については、以下のとおり10月分から変更となりますので、お知らせいたします。

なお、この運賃については10月1日から12月31日まで（3ヶ月間）の価格設定であり、「第1ステージ」となっております。

引き続き、3ヶ月ごとの運賃ステージの見直しに合わせてその都度お知らせいたしますので、町民の皆さまにおかれましては、お間違いのないようよろしくお願いいたします。

<2等 離島住民割引運賃>

鴛泊～稚内	大人	現行：1, 440円 ⇒ 10月1日から：1, 400円 (△40円)
	子供	現行：720円 ⇒ 10月1日から：700円 (△20円)
鴛泊～香深	大人	現行：480円 ⇒ 10月1日から：460円 (△20円)
	子供	現行：240円 ⇒ 10月1日から：230円 (△10円)
稚内～香深	大人	現行：1, 650円 ⇒ 10月1日から：1, 610円 (△40円)
	子供	現行：820円 ⇒ 10月1日から：800円 (△20円)

令和4年度敬老会につきましては、「新型コロナウイルスの感染拡大予防」のため中止することとなりましたので、お知らせ致します。

なお、今後においても感染予防対策の徹底を心掛け、外出の際はマスクの着用や手指の細かな消毒・人と人との距離の確保等に気を使い、日々の健康の維持に努めましょう。

**食生活改善推進員とは、どんな人？****食生活改善協議会・総合保健福祉センター**

「食改さん」の正式な名称は食生活改善推進員といいます。食改さんは「私達の健康は私達の手で」を合言葉にバランスのとれた食生活について学んだことを自ら実行しながら家族、お隣さん、お向いさん、お友達へと仲間とのふれ合いを通して健康の輪を広げ、地域の健康づくりのお役に立てるよう、食を通じたボランティア活動をしています。

【主な活動内容】

○男の料理教室



身体を気にしている方や食事の偏りなどがある男性を対象に料理を作る教室です。

○高齢者の栄養教室

自粛生活が続く中でも自分らしく生活ができるよう「低栄養の予防」や「食の楽しみ」に着目して教室を行っています。

○食生活改善学習会（勉強会）



年に数回、住民の食生活の改善に向け勉強会を行っています。普段の自分の生活にもとても役立ちます。

○他には親子の料理教室や地場産食材を使った伝統料理なども随時行っています。

【食生活改善推進員になるためには？】

健康的な食生活や食育に関心があり、受講後に食生活改善推進員としてボランティア活動ができる方。

毎年、食生活改善推進員を募集しています！この機会に参加してみませんか。

少しでも気になりましたら保健センター☎82-2320までご連絡ください！



☆☆

みんなチェック！ 最低賃金。

北 海 道 最 低 賃 金

北海道内の事業場で働くすべての労働者（会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人）及びその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 920 円**効力発生年月日 令和4年10月2日**

○最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。

○最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

○特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く方には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）